

桂地区交通バリアフリー
移動円滑化基本構想に基づく

道路特定事業計画

交通安全特定事業計画



京都市建設局道路部道路維持課
京都府警察本部交通部交通規制課

道路特定事業計画・交通安全特定事業計画の 目的・位置付け

日本では、急速に高齢化が進んでおり、平成27年（2015年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されています。また、障害のある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、このような背景から、高齢者や身体に障害のある人などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。

このため、京都市では、高齢者や身体に障害のある人などが、市内を安全・快適に安心して移動できる交通環境を整備するための様々な施策に取り組んでおり、その一環として、阪急電鉄桂駅を中心とした徒歩圏内の地区である「桂地区」を対象に、「桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」（以下「桂地区基本構想」といいます。）を平成15年10月に策定いたしました。

この桂地区基本構想は、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）や平成14年10月に京都市独自の取組として策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」（以下「全体構想」といいます。）に基づいて策定したものであり、今後、桂地区の駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差をなくしたり、視覚障害のある人を誘導するための点字ブロックを設置することなど）を推進していくに当たっての基本的事項を定めたものです。

これらを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の特定経路等について京都市の道路管理者が道路特定事業計画を、京都府公安委員会が交通安全特定事業計画を、学識経験者、高齢者・障害者団体の代表者、地域の代表者、公共交通事業者、行政関係者等の意見を踏まえながら策定いたしました。今後は、この事業計画に沿って事業推進を行ってまいります。

桂地区のバリアフリー化の推進

今後、桂地区基本構想に基づき、公共交通事業者や京都市の道路管理者及び京都府公安委員会などは、施設や設備の改善事業を実施していきます。

● 「道路特定事業」とは

京都市の道路管理者が実施する旅客施設周辺の道路において段差や勾配の改善などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業をいいます。

● 「交通安全特定事業」とは

京都府公安委員会が実施する旅客施設周辺の道路において音響式信号機の設置などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業をいいます。

● いつごろ完成するのか

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。

(1) 特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）とします。

(2) 特定事業以外の事業の目標年次

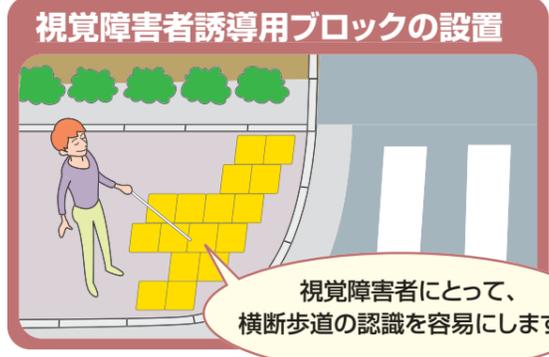
特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年（2010年）までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めていくものとします。

● 道路特定事業計画・交通安全特定事業計画



重点整備地区

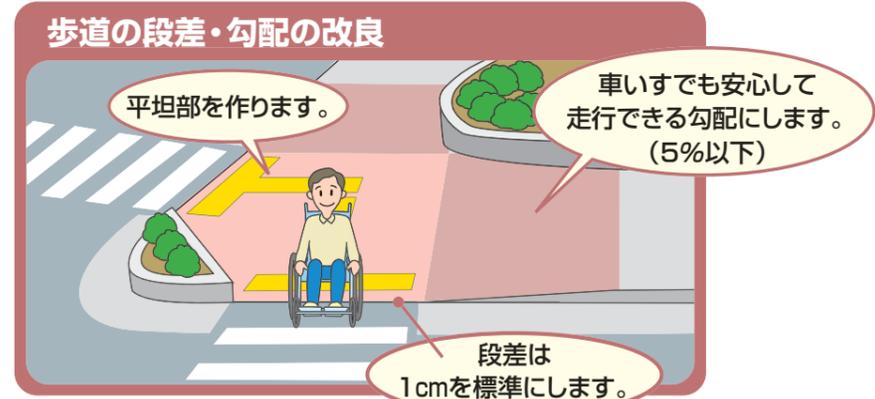
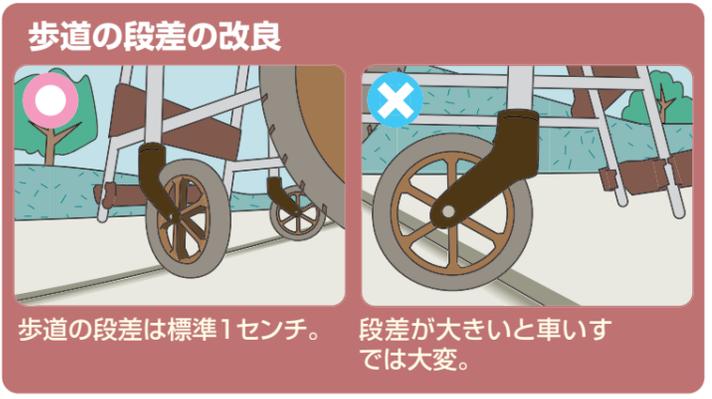
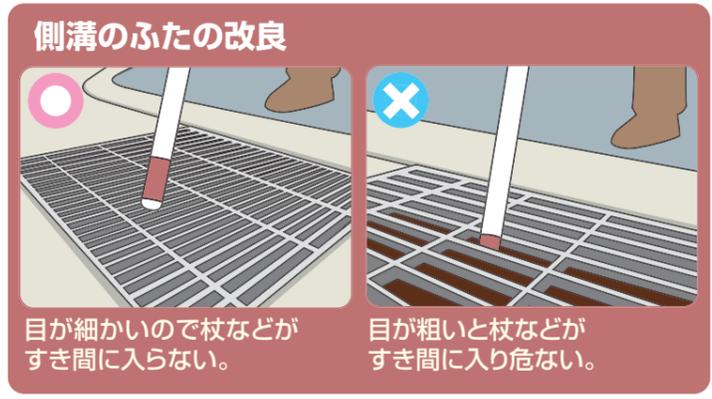
西口駅前広場に身体障害者乗降場・標識の設置及び路面表示を行います。



バス・タクシー乗降場の段差を改良し、バス正着が困難な箇所ではテラス型降場の設置をします。



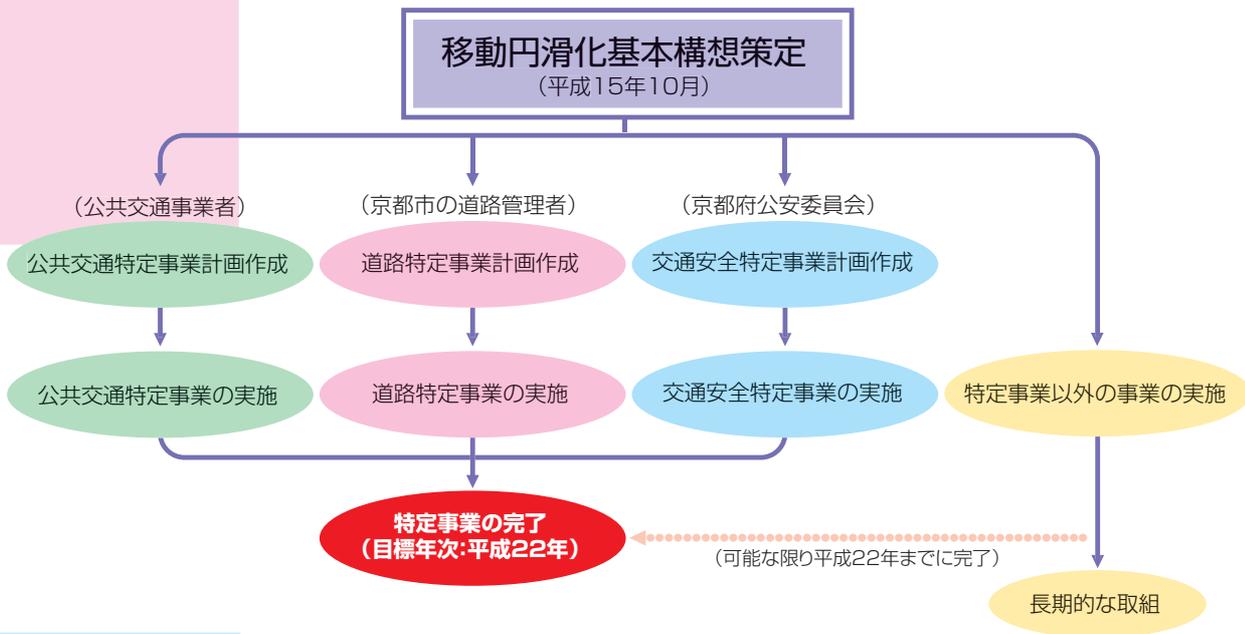
色分けにより車両のスピードを抑制し歩行者の安全を確保します。



凡例

- 道路特定事業計画
- 交通安全特定事業計画

●重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ



●バリアフリー経路に位置付けられていない道路の整備について

バリアフリー経路に位置付けられていない道路についても重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際の歩道整備は、可能な限りバリアフリー対応としていきます。

●バリアフリー化推進に向けて

道路特定事業で実施した道路をより使いやすく維持していくためには、市民一人一人の理解と協力が必要です。特に、歩道等における自転車の放置や違法駐車等の防止及び移動円滑化されている経路、施設に関するソフト的施策も同時に進めていく必要があります。また、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携した施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。そのためには、「桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」で示されているような対策を道路施設整備事業と同時に進めていく必要があります。

バリアフリーの状況に関する情報提供

違法駐車・駐輪・看板類の設置等、歩行者の円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報、啓発、指導活動

高齢者や障害のある人の介助に関する啓発、交流、介助体験、疑似体験等

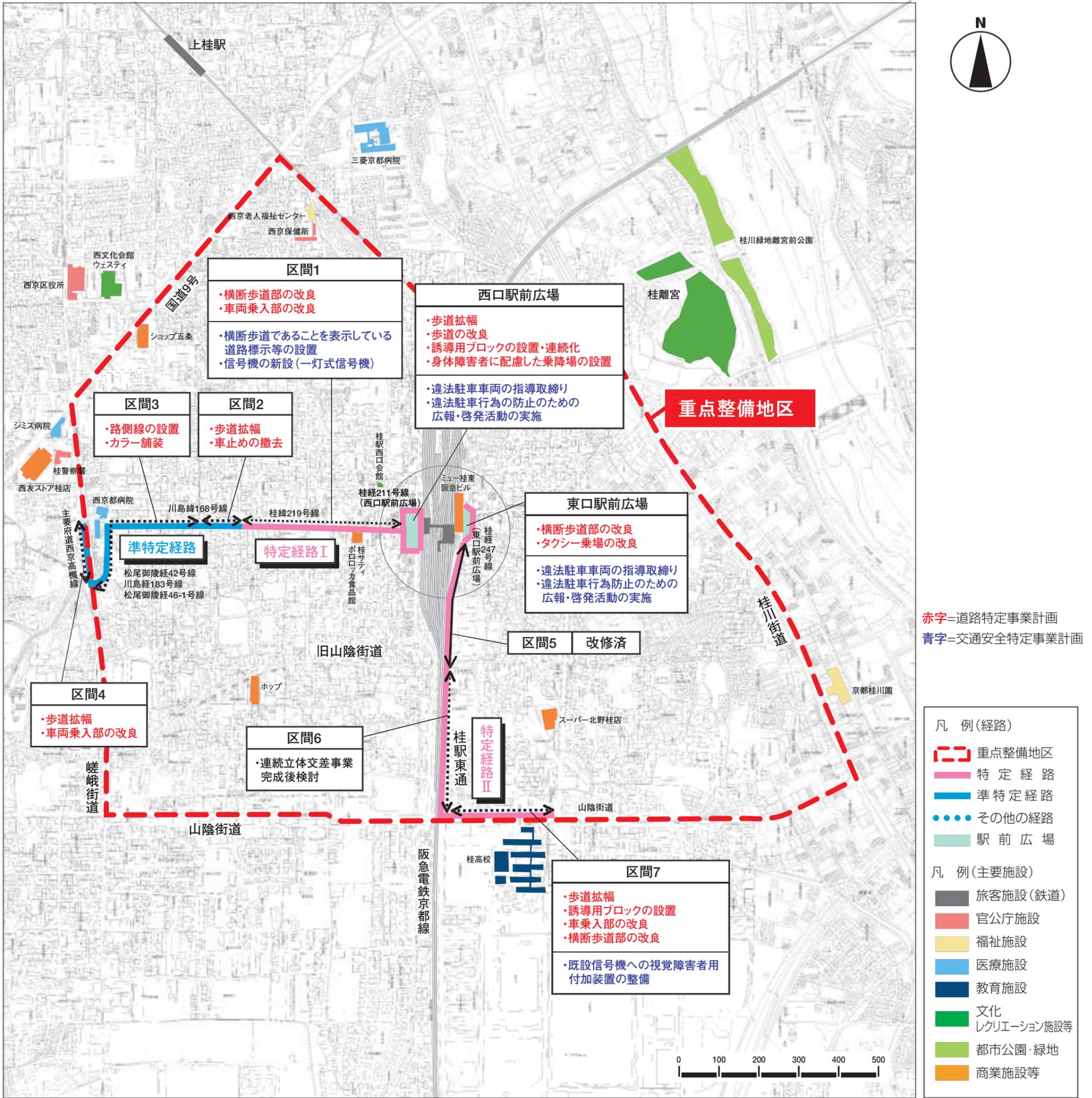


放置自転車の撤去作業



啓発ポスター

道路特定事業計画と交通安全特定事業計画における事業内容



整備目標年次

路線種別	路線名	区間	事業内容	目標年次									
				15	16	17	18	19	20	21	22		
特定経路 I	桂経211号線	西口駅前広場	駅前広場(部分改良)・歩道の改良(部分改良)										
	桂緯219号線	区間1	歩道の改良(全面改良) 横断歩道であることを表示する道路標示等の設置 信号機の新設(一灯式信号機)										
	川島緯168号線	区間1	歩道の改良(部分改良)・歩道の拡幅(道路構造見直し)										
準特定経路	川島緯168号線	区間2	歩道の拡幅(道路構造見直し)										
	川島緯168号線												
	松尾御陵経42号線	区間3	歩車共存道路等の整備										
	川島経183号線	区間3											
特定経路 II	松尾御陵経46-1号線	区間3											
	主要府道西京高槻線	区間4	歩道の拡幅(道路構造の見直し)										
	桂経247号線	東口駅前広場	歩道の改良(部分改良)										
	山陰街道	区間7	歩道の改良(全面改良)・歩道の拡幅(道路構造見直し) 既設信号機への視覚障害者用付加装置の整備										

但し、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。赤字=道路特定事業計画 青字=交通安全特定事業計画



**桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想に基づく
道路特定事業計画・交通安全特定事業計画**

京都市建設局道路部道路維持課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地
TEL (075) 222-3568 FAX (075) 213-0193

京都府警本部交通部交通規制課都市交通対策係

〒602-8550 京都市上京区下立売通 釜座東入数ノ内町85-3
TEL (075) 451-9111

2004年(平成16年)7月発行 京都市印刷物 第164155号

